

全社地発第 407 号
令和 7 年 11 月 6 日

厚生労働省
老健局長 黒田 秀郎 様

介護保険制度改正等に向けた要望
～在宅ケアの最前線と最後の砦を担うホームヘルパーの専門性の発揮に向けて～

社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国ホームヘルパー協議会
会 長 田 尻 亨
日本ホームヘルパー協会
会 長 松下 みゆき
公益社団法人日本介護福祉士会
会 長 及川 ゆりこ

在宅ケアの最前線と最後の砦を担うホームヘルパーは、利用者の重度化防止、自立支援を重視し、質の高いサービスの提供を継続しています。

一方、令和 6 年度の介護報酬改定において訪問介護系サービスの基本報酬が引き下げられ、全国の訪問介護事業所の経営状況は深刻な状況です。

住民が地域や自宅で安心して暮らし続けられるために、ホームヘルパーがその専門性を十分に発揮し、誇りをもって支援できるよう、介護保険制度改正及び介護報酬改定にあたっては、以下の事項について要望いたします。

【要望事項】

1. 訪問介護の事業継続を可能とする仕組みの構築と基本報酬の引き上げ
2. 訪問介護の魅力発信と人材確保の取り組みに対する支援
3. 軽度者（要介護 1. 2）の生活援助等の総合事業への移行は反対

【要望詳細】

1. 訪問介護の事業継続を可能とする仕組みの構築と基本報酬の引き上げ

令和6年度介護報酬改定において訪問介護系サービスのみ基本報酬が引き下げられたことを受け、訪問介護事業所の閉鎖や倒産が全国各地で増加しています。多くの訪問介護事業所が撤退している地域では、在宅生活を継続したくてもサービスを受けることができない状況が発生しています。さらに、事業継続している事業所においても、物価高騰、人件費の上昇により事業経営は大変厳しい状況となっています。

全国すべての地域、すべての国民の明るい未来のために、在宅ケアの最前線と最後の砦を担う私たちホームヘルパーが誇りをもって働き続けられるよう、次期改定を待たず、期中の報酬改定を強く要望します。

特に、中山間地や人口減少地域では、移動時間や移動経費の負担が大きく、人材確保や事業継続が特に困難です。利用者が望む住み慣れた自宅で安心した生活を続けられるよう、ホームヘルパーの更なる処遇改善とともに、地域に根ざした訪問介護事業所が継続的に運営できる体制強化への支援を要望します。

現在、国では、地域の実情に応じた包括的な評価の仕組みの検討が進められており、現行の出来高報酬と利用回数に左右されない月単位の定額報酬が選択できる仕組みが検討されています。各事業所が事業継続できるよう、十分な月単位の定額報酬額が設定されるよう要望します。

加えて、中山間地や人口減少地域のサービス提供体制維持に向け、人員配置基準の緩和が検討されています。サービスの質の担保が図られるようにしていただくとともに、ホームヘルパーをはじめとする一人ひとりの職員の負担増に十分な配慮をしていただくことを要望します。

2. 訪問介護の魅力発信と人材確保の取り組みに対する支援

ホームヘルパーの有効求人倍率は他職種と比べても著しく高く、人材確保は極めて深刻な状況です。

その要因の一つが、介護を志す方が訪問介護に触れる機会が少ないことが挙げられます。訪問介護は、利用者が住み慣れた自宅で暮らし続けるために不可欠なサービスであり、その社会的役割とやりがいを正しく伝える仕組みが急務です。

そのため、ハローワーク、福祉人材研修センター、介護労働安定センターなどとの連携がより進むような取り組みを進めていく必要があると考えています。また、初任者研修等の受講しやすい環境整備や研修中の訪問介護サービス同行実習の必須化を要望するとともに、教育現場をはじめ幅広い機会を通じて、訪問介護の魅力を国民全体に広く発信するため、ご支援をお願いいたします。

3. 軽度者（要介護 1、2）の生活援助等の総合事業への移行は反対

ホームヘルパーが利用者の在宅生活を支えるために行っている生活援助は、単なる家事代行・支援業務ではありません。軽度者（要介護 1、2）の段階で、ホームヘルパーの専門性を活かした支援を行うことで、利用者の自立支援・重度化防止につながります。また、総合事業における住民主体のサービス等の多様なサービスが十分に整備されていない現状があります。

自立支援・重度化防止の取組の推進の観点から、軽度者（要介護 1、2）の生活援助等の総合事業への移行には、反対します。